

記者発表資料

令和3年度 工事事故防止強化月間
～工事事故防止に向けた安全対策の取り組み～

関東地方整備局では、平成15年度より「重点的安全対策」を定め、工事事故の防止に努めているところです。

令和3年度の関東地方整備局における工事事故発生状況は8月31日現在で27件であり、前年度同日時点の発生件数（16件）と比較すると増加傾向にあり、憂慮すべき状況にあります。

工事安全対策の向上を図るため、工事稼働現場が増加する11月を「工事事故防止強化月間」とし、別紙のとおり実施要領を定め、管内関係事務所に通知するとともに、関係業団体に協力を要請し、工事安全対策に重点的に取り組めます。

なお、令和3年度の事故発生状況の詳細や事故事例については、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>

発表記者クラブ
竹芝記者クラブ
神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ
埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 建設専門官 <small>かわじ たかゆき</small> 川路 隆之 電話 048-600-1332
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 工事安全推進室 室長 <small>くどう ひろし</small> 工藤 浩 電話 045-211-7419

令和3年度 工事事務事故防止強化月間 実施要領

1. 目的

工事事務事故防止強化月間（以下「強化月間」という。）は、工事事務稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事務事故を防止することを目的とする。

2. 対象期間

令和3年11月1日（月）から令和3年11月30日（火）まで。

（※上記対象期間は推奨期間であり、対象期間内に実施が困難な場合はこの限りではない。）

3. 実施内容

各事務（管理）所、センターにおいては、以下の実施内容について取り組むものとし、以下の実施内容以外の安全対策の取組みについても、各管内の現場状況や工事特性、事故の発生状況等を踏まえ、積極的に取り組んでいくこと。

① 安全協議会等の開催

- ・強化月間内に施工中の全工事の受注者を対象とした安全協議会等を、事務所長出席のもと、事務所単位又は出張所単位で適宜開催する。
- ・安全協議会等では、「関東地方整備局令和3年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性をふまえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を図る。
また、管内の労働基準監督署、所轄警察署の講話及び外部機関（建災防等）を活用した講習会等を併せて行い、安全に対する注意喚起を図る。
- ・安全協議会等の開催にあたっては、WEB方式の活用や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じることとし、記者発表をする場合は新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じる旨を明記すること。

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全総点検・パトロールを実施し、安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の向上を図る。
- ・今年度は、現場における新型コロナウイルス感染予防対策の取組みも確認する。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。
- ・令和3年度に工事事務事故が発生した現場については、再発防止の取組みの実

施状況を確認する。

③ 啓発活動

強化月間の趣旨を工事関係者等に広く周知するため、次のような啓発活動を積極的に実施する。

- ・「関東地方整備局令和3年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性をふまえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起



令和3年度 工事事故防止強化月間

実施期間：令和3年11月1日～11月30日

取り組み内容



安全協議会等の開催



現場の安全総点検、パトロールの実施



安全管理・事故防止に関する啓発活動

関東地方整備局管内 工事事故発生状況

令和3年8月末時点 27件(速報値)

(令和2年8月末時点 16件)

TOPICS

- ◆ 工事事故発生件数は対前年度比で **11件増加**
- ◆ 「架空線等の損傷事故防止」及び「地下埋設物件損傷」が **多発**している状況



ホームページでは工事事故の発生件数や事故事例など各種安全関係の資料を掲載しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000013.html>



問合せ先：国土交通省 関東地方整備局 企画部 技術調査課 安全施工担当

☎ 048-600-1332 (ダイヤルイン)

工事事故の現状と対策について

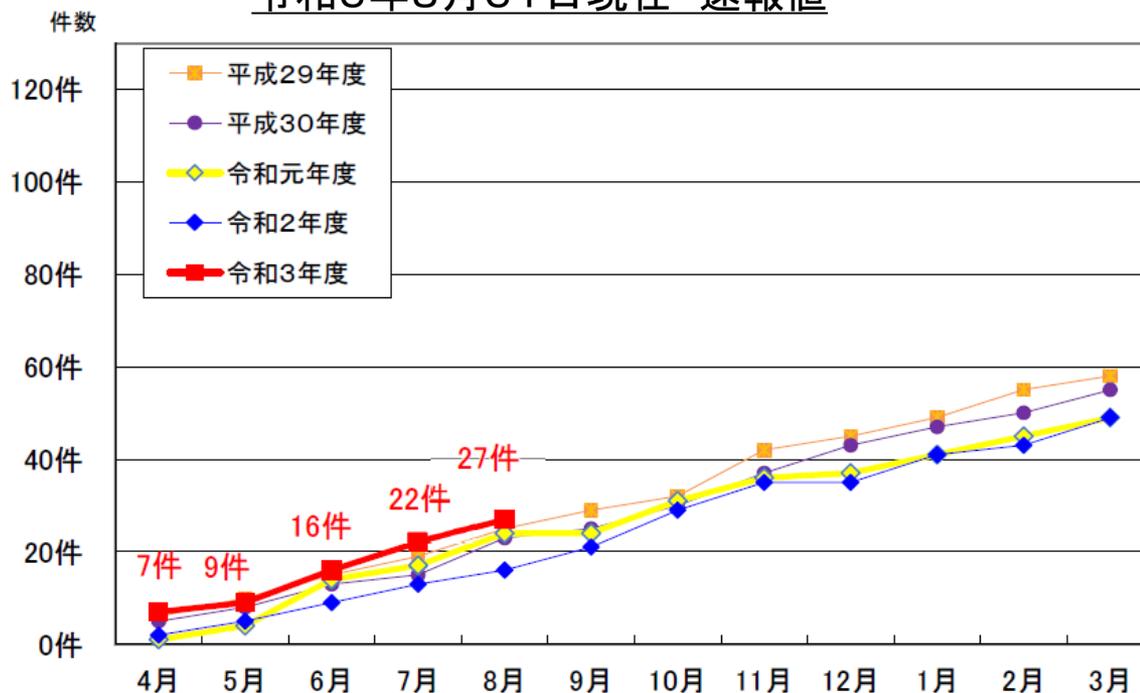


令和3年9月
関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. 平成29～令和3年度 工事事故発生状況

▶ 令和3年度は8月末時点で累計27件の工事事故が発生しており、前年度と比較すると11件増加しており憂慮すべき状況。

令和3年8月31日現在 速報値

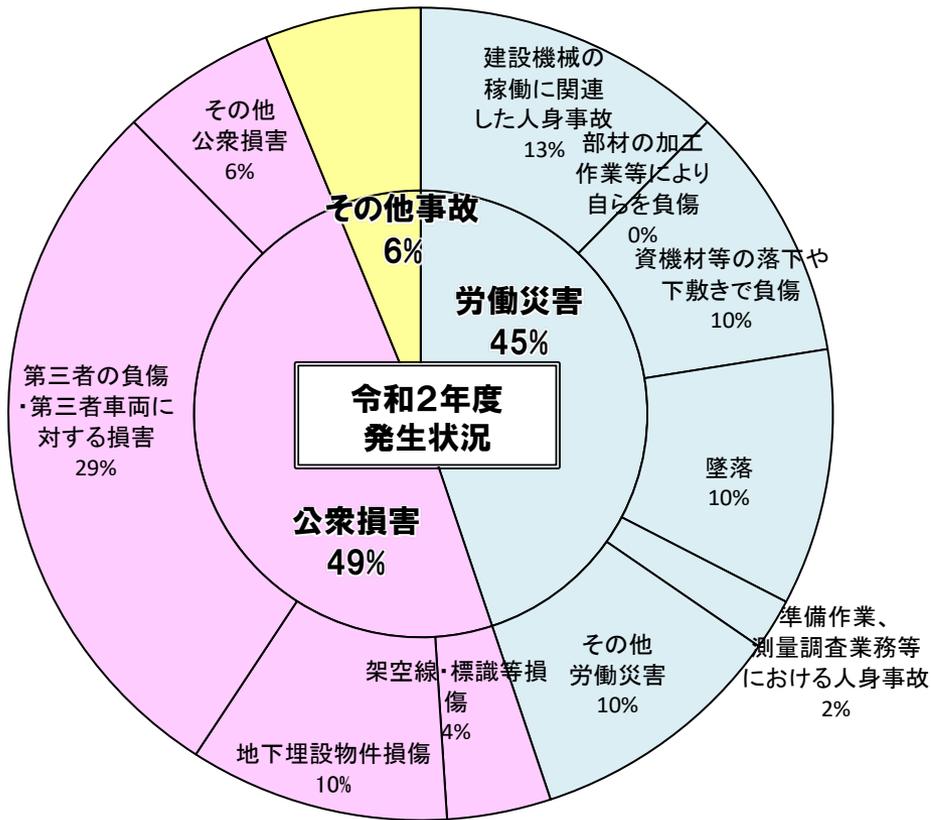


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	10件 (4件)	15件 (5件)	19件 (4件)	25件 (6件)	29件 (4件)	32件 (3件)	42件 (10件)	45件 (3件)	49件 (4件)	55件 (6件)	58件 (3件)
平成30年度 累計 (月毎)	5件 (5件)	8件 (3件)	13件 (5件)	15件 (2件)	23件 (8件)	25件 (2件)	30件 (5件)	37件 (7件)	43件 (6件)	47件 (4件)	50件 (3件)	55件 (5件)
令和元年度 累計 (月毎)	1件 (1件)	4件 (3件)	10件 (6件)	14件 (4件)	17件 (3件)	24件 (7件)	31件 (7件)	36件 (5件)	37件 (1件)	41件 (4件)	45件 (4件)	49件 (4件)
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	16件 (3件)	21件 (5件)	29件 (8件)	35件 (6件)	35件 (0件)	41件 (6件)	43件 (2件)	49件 (6件)
令和3年度 累計 (月毎)	7件 (7件)	9件 (2件)	16件 (7件)	22件 (6件)	27件 (5件)							

※令和3年度の事故件数については、暫定の件数である。

2. 発生形態別 工事事務発生件数の内訳

- ・令和2年度発生形態の内訳では、45%が労働災害で、49%が公衆損害事故となっている。
- ・重点的安全対策に定めている「架空線・標識等の損傷」や「地下埋設物の損傷」については、過去3年度間に比べ、令和3年度は多数発生している状況である。



※その他事故とは、建設機械の転倒・転落事故のうち、工事関係者の死傷者がなく、公衆に損害を与えていない事故を分類

※令和3年度の事故件数については、8/31現在暫定の件数である。

発生形態	発生件数				
	H30	R1	R2	R3	
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	4	3	6	2
	部材の加工作業等により自らを負傷	2	0	0	2
	資機材等の落下や下敷きで負傷	3	4	5	3
	墜落	1	4	5	0
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	0	0	1	1
	その他労働災害	10	10	5	3
小計	20	21	22	11	
公衆損害	架空線・標識等損傷	5	4	2	5
	地下埋設物件損傷	4	1	5	3
	第三者の負傷・第三者車両に対する損害	12	18	14	3
	その他公衆損害	12	2	3	5
小計	33	25	24	16	
その他事故	2	3	3	0	
合計	55	49	49	27	

3. 令和3年度 重点的安全対策(架空線等の損傷事故の防止)

今年度は、**架空線等の損傷事故が多発**しており、現時点で昨年度の発生件数よりも増加しています。

下記チェックリストをご活用頂き、事故防止に努めてください。

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。		/ /
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。		/ /
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		/ /
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		/ /
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		/ /
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		/ /
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		/ /

(高圧線付近での作業)

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		/ /
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		/ /

電路の電圧(交流)	離隔距離
特別高圧(7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧(600~7,000V)	1. 2m以上
低圧(600V以下)	1. 0m以上

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

3. 令和3年度 重点的安全対策(地下埋設物の損傷事故の防止)

昨年度以降、地下埋設物の損傷事故が多発しております。
特に光ケーブルを切断した場合は、第三者への影響度合いが非常に大きいため、
下記チェックリストをご活用頂き、事故防止に努めてください。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
<u>3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。</u>		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		/ /
<u>5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。</u>		/ /
<u>6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。</u>		/ /
<u>7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。</u>		/ /
<u>8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。</u>		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
<u>10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。</u>		/ /

4. 工事事故防止強化月間について

■目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組みを確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事故を防止することを目的として実施。

■対象期間

令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火）までとする。

■実施内容

安全協議会等の開催及び現場安全総点検・パトロールを実施する際は、WEB方式の活用や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じること。

① 安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和3年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性をふまえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の高揚を図る。
- ・今年度は、現場における新型コロナウイルス感染予防対策の取組みも確認する。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

4. 工事事務事故防止強化月間について

③ 啓発活動

- ・ 「関東地方整備局令和3年度重点的安全対策」の啓発
- ・ 「工事事務事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・ 「工事事務事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・ 事務所管内の事故事例や工事特性をふまえた安全対策の注意喚起
- ・ 現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

5-1. 工事現場総点検パトロールによる 模範となる安全対策

新型コロナウイルス対策



現場に消毒液及び検温機材を設置

地下埋設物件の明示



地中埋設管の位置、深さを現地に明示

架空線の損傷防止



レーザーを活用した架空線防護設備の設置

墜落防止

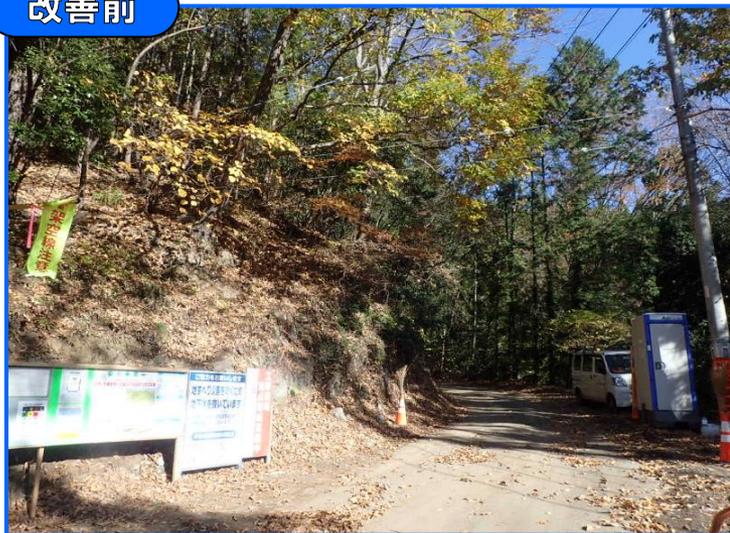


安全帯試行ゲートの設置

5-2. 工事現場総点検パトロールによる改善例

<安全パトロールによる改善例：架空線、上空構造物対策>

改善前



架空線の目印表示不足

改善後



目印表示の追加

改善前



上空架空線への注意喚起の不足

改善後



バックホウアームに注意標示

※のぼり旗による注意喚起に際しては、作業関係者からの視認性も考慮して設置して下さい。

5-2. 工事現場総点検パトロールによる改善例

＜安全パトロールによる改善例：地下埋設物件損傷対策＞

改善前



掘削箇所至近の埋設物に関する明示無し

改善後



カラーコーンに埋設物注意喚起表示取り付け、明示

改善前



掘削箇所至近の埋設物に関する明示無し

改善後



埋設物注意喚起表示を設置し、明示

※のぼり旗による注意喚起に際しては、オペレーターや刃先監視員からの視認性も考慮して設置して下さい。

5-2. 工事現場総点検パトロールによる改善例

<建設機械等の稼働に関連した人身事故に対する注意措置>

改善前



作業員通路との歩車分離 未確保

改善後



歩車分離 安全通路区画措置

改善前



クレーン旋回エリア内への立入禁止明示不足

改善後

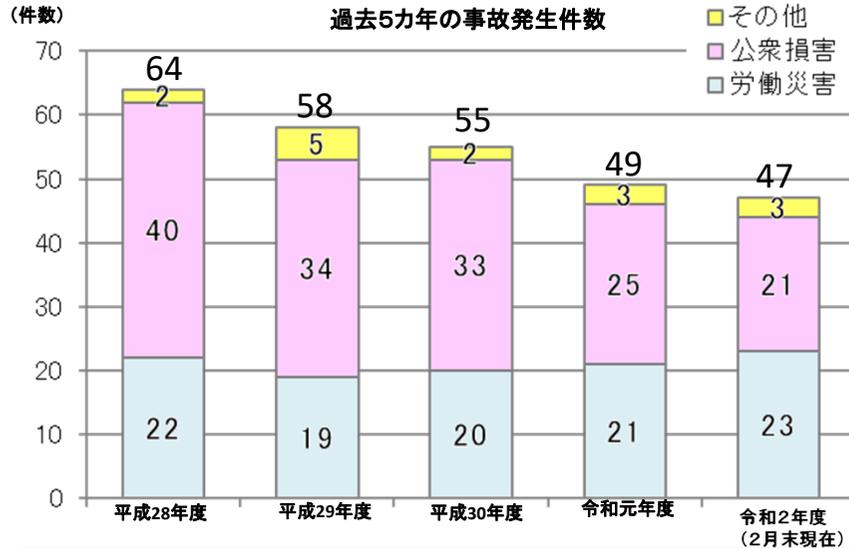


クレーン旋回エリア全体を立入禁止明示

関東地方整備局令和3年度重点的安全対策（概要版）

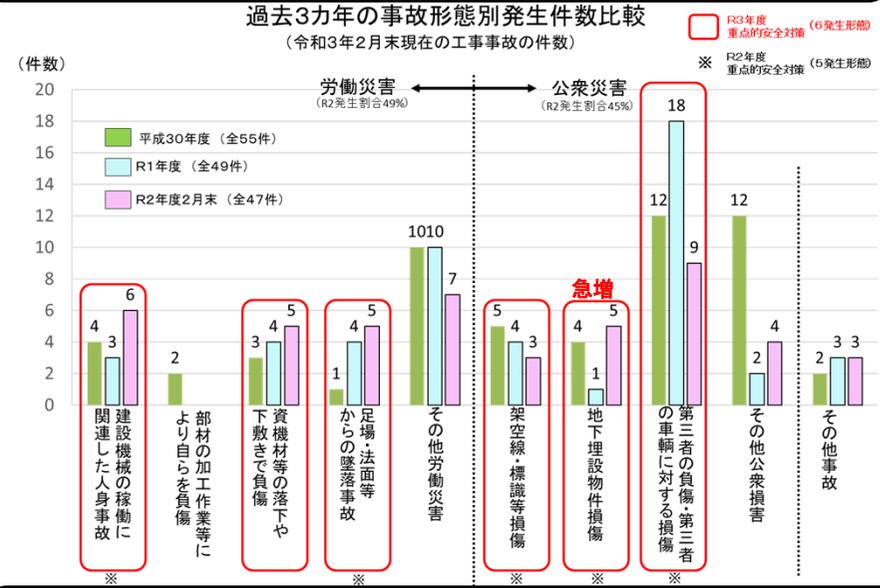
1. 過去5カ年事故発生件数推移

近年の事故発生件数は減少傾向にありますが、労働災害は横ばいの状況です。



2. 過去3カ年事故発生形態別発生件数比較

令和2年度は、労働災害、公衆災害ともにほぼ同じ割合で発生しており、**地下埋設物件損傷に関する事故が急増しています。**



3. 令和3年度重点的安全対策事故発生形態

令和2年度に**事故が多発している発生形態を重点的安全対策事故発生形態**とします。

I. 架空線等の損傷事故防止

(R2発生割合 6% 3件/47件)

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

(R2発生割合13% 6件/47件)

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

(R2発生割合11% 5件/47件)

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

(R2発生割合11% 5件/47件)

V. 地下埋設物の損傷事故防止

(R2発生割合11% 5件/47件)

VI. 第三者の負傷、第三者車輛等に対する損害

(R2発生割合19% 9件/47件)

4. トピックス

地下埋設物件損傷事故のうち、特に光ケーブルを切断した場合は、第三者への影響が非常に大きいため、ご注意願います。

光ケーブルは河川、道路管理、民間利用（河川・道路管理用に民間開放している区間もあります）で使用されています。

誤って切断した場合は、**河川、道路管理に支障**がでる他、**民間利用への支障**も発生します。チェックリスト等を利用し、工事事故防止に努めて下さい。また、**埋設管理図と現地の埋設状況が異なる**ことが往々にしてありますので、**占用企業者との立会や試掘**等で確実に確認して下さい。



光ケーブル切断事故の写真

光ケーブルは**比較的**に地面から浅い場所**で、低強度の管路内に設置**されていることから、**前回工事の残存物等に見間違**えることもありますので、**注意願います。**

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		／／
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱方法について施工計画書に明示しているか。		／／
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		／／
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		／／
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		／／
6. 埋設物管理者及び監督職員の見会のもとに試掘を行ったか。		／／
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		／／

※チェックリストは関東地整HPに掲載されております。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

関東地方整備局令和3年度重点的安全対策（概要版）

重点的安全対策として実施すべき主要内容

I. 架空線等の損傷事故防止

- ・施工前に現地調査を実施し、種類、位置等を確認するとともに、チェックリスト等を用いて、作業員へ周知、指導を徹底する。
- ・架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じて保護カバー等の保安措置を行う。
- ・架空線等障害物周辺の建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導する。
- ・バックホウ等建設機械を移動する時は、必ずアームや荷台・ブームを下げて移動する。

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- ・周辺状況、現場条件を事前に確認し、適切な施工機械を選定し、機械の取扱説明書等を遵守する。
- ・路肩・法面等危険な場所での建設機械作業、人と建設機械の共同作業においては、誘導員を適正に配置する。
- ・建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、事故防止のため、必要な作業手順を周知徹底する。

III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

- ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査(リスクアセスメント)等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。
- ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。
- ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。
- ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。

IV. 足場・法面等からの墜落事故防止

- ・墜落制止用器具(安全帯)の着用など、作業方法、作業手順を周知徹底する。
- ・親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・作業員が安全に移動できる通路を確保する。

V. 地下埋設物の損傷事故防止

- ・作業に先立ち図面等の照会を必ず行う。
- ・試掘等により目視確認し、必要に応じて探査機等による非破壊探査の併用も検討する。
(図面と現地の埋設状況が異なる場合があるので注意が必要)
- ・作業員にチェックリスト等を用いて留意事項を指導する。 ※1 各種チェックリストは関東地整HPに掲載されております。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf
- ・目印表示等による埋設位置の明示を行う。

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、事前に具体的な誘導方法、合図等を確認する。
- ・交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

VII. 事故防止

- ・誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
(予定外作業が生じた場合は、元請が作業間の連絡及び調整を行うこと。)
- ・建設機械、墜落制止用器具等については、取扱説明書や作業手順書等のルールを関係者へ周知徹底すること。
- ・工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置し、交通誘導員の合図・誘導方法は作業手順書等で明確に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
- ・工事、業務関係車両運転手は交通関係法令を遵守し、安全運転に努めること。



架空線対策



建設機械と人の接触防止(立入禁止措置)



施工計画・作業手順の明確化、遵守徹底

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		／／
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		／／
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		／／
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や、ペンキ等の目印を付けているか。		／／
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		／／
6. 埋設物管理者及び監督職員に立会のもとに試掘を行ったか。		／／
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		／／
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		／／
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		／／
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		／／

地下埋設物チェックリストの活用



墜落制止用器具(安全帯)、工具、建設機械の適正使用

「VII.事故防止の重点的安全対策として実施すべき内容」は、基本的な安全対策をまとめたものであり、下請が単独で起こした事故であっても、当該内容の指導が不十分であったとして、受注者に対し、厳しい措置を行うこととする。

※詳細は本編をご参照願います。

事故が発生しやすい形態に関する注意喚起

■地下埋設物件の損傷事故

昨年以降、地下埋設物件の損傷事故発生件数は増加傾向にあります。

地下埋設物件には光ケーブルやライフライン（上下水道管、ガス管等）及び電源ケーブル等があり、損傷事故が発生した場合は第三者に与える影響が大きいため、注意願います。

【R3重点的安全対策(抜粋)】

V. 地下埋設物の損傷事故防止

- 作業に先立ち**図面等の照会を必ず行う**。
- 試掘等により目視確認**し、必要に応じて探査機等による非破壊探査の併用も検討する。
(図面と現地の埋設状況が異なる場合があるので注意が必要)
- 作業員に**チェックリスト等を用いて留意事項を指導**する。
- 目印表示等による埋設位置の明示**を行う。



光ケーブル切断事故の写真

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		〃
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		〃
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		〃
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペイント等の目印を付けているか。		〃
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		〃
6. 埋設物管理者及び監督職員との立会のもとに試掘を行ったか。		〃
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		〃
8. 埋設物の詳細な位置を把握したか。		〃
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		〃
10. 地下埋設物の正確な作業方法について作業員に周知しているか。		〃

※**チェックリストは関東地整HPに掲載**されています。
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

■除草作業による公衆事故・工事関係者事故

除草実施箇所における飛び石と思われる被害があった案件や工事関係者事故は毎年発生しております。

一般歩行者、車両（走行中、停車中）の他、家屋・事業所等にも被害が発生する恐れもあり、作業中の工事関係者事故とあわせて、注意願います。

安全対策の適切な実施

- 作業に先立ち現地状況を確認し**飛び石防止ネットの設置、飛び石を抑制する刃や飛散防止カバー等の、安全施工のための検討を行う**。
- 作業前に機械等の適切な取扱いについて取扱説明書や作業手順書等のルールを周知徹底し、安全装備の装着や安全対策を実施する。
- 現地確認により把握した支障物や危険物は作業員に周知するとともに、**目印表示等により現場での明示**を行う。



飛び石防止ネット の例

■作業計画書にない事象が発生した場合

作業計画に記載した内容と実際の施工条件との相違又は、新たに生じた状況等により当初の作業計画書等に記載した内容に変更が生じる場合があります。

作業を継続して実施せず、まず立ち止まり、全体状況を十分勘案してすみやかに計画書の変更や安全施工に関する検討を行う適切な指示を行うなど、工事事故防止に努めて下さい。